



県章

山形県公報

平成30年2月9日(金)

第2917号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 県議会定例会の招集……………(財 政 課) ……77
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 介護老人保健施設の許可……………(同) ……78
- 介護老人保健施設の廃止……………(同) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 指定居宅介護支援事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……79
- 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 介護老人保健施設の許可……………(同) ……同
- 介護老人保健施設の廃止……………(同) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……80
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会 計 局) ……同

公 告

- 平成29年度自衛官候補生の募集……………(市 町 村 課) ……同
- 包括外部監査の結果に基づき講じた措置の公表……………(監 査 委 員) ……81
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 一般競争入札の公告……………(企 業 局) ……82

告 示

山形県告示第98号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を平成30年2月19日山形市に招集する。

平成30年2月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第99号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成30年2月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人社団山形愛心会	介護老人保健施設 梅花苑 最上郡真室川町大字木ノ下字片瀧山1125番286	通所リハビリテーション 短期入所療養介護	平成30. 1. 31

山形県告示第100号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定により、介護老人保健施設の開設を次のとおり許可した。

平成30年2月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

介護老人保健施設の開設者の名称又は氏名	介護老人保健施設の名称及び所在地	サービスの種類	許可年月日
医療法人徳洲会	医療法人徳洲会 介護老人保健施設 梅花苑 最上郡真室川町大字木ノ下字片瀧山1125番286	介護保健施設サービス	平成30. 2. 1

山形県告示第101号

介護保険法（平成9年法律第123号）第99条第2項の規定により、介護老人保健施設の開設者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成30年2月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

介護老人保健施設の開設者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人社団山形愛心会	介護老人保健施設 梅花苑 最上郡真室川町大字木ノ下字片瀧山1125番286	介護保健施設サービス	平成30. 1. 31

山形県告示第102号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成30年2月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人社団山形愛心会	介護老人保健施設 梅花苑 最上郡真室川町大字木ノ下字片瀧山1125番286	介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所療養介護	平成30. 1. 31

山形県告示第103号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年2月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社カインド・ホーム	デイサービス カインド・ホーム 萩生田 南陽市萩生田1114番地5	通 所 介 護	平成30. 1. 31

山形県告示第104号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成30年2月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅介護支援事業者の名称	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
医療法人徳洲会	医療法人徳洲会 介護支援相談所 ほか 東田川郡三川町大字押切新田字深田1番地	居宅介護支援	平成30. 1. 25

山形県告示第105号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成30年2月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅介護支援事業者の名称	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人社団山形愛心会	介護支援相談所ほか 東田川郡三川町大字押切新田字深田1番地	居宅介護支援	平成30. 1. 31

山形県告示第106号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定により、介護老人保健施設の開設を次のとおり許可した。

平成30年2月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

介護老人保健施設の開設者の名称又は氏名	介護老人保健施設の名称及び所在地	サービスの種類	許可年月日
医療法人徳洲会	医療法人徳洲会 介護老人保健施設 ほか 東田川郡三川町大字押切新田字深田1番地	介護保健施設サービス	平成30. 1. 30

山形県告示第107号

介護保険法（平成9年法律第123号）第99条第2項の規定により、介護老人保健施設の開設者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成30年2月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

介護老人保健施設の開設者の名称又は氏名	介護老人保健施設の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人社団山形愛心会	介護老人保健施設ほか 東田川郡三川町大字押切新田字深田1番地	介護保健施設サービス	平成30. 1. 31

山形県告示第108号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成30年2月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社沼本接骨院	有限会社 沼本接骨院 ミロクデイサービス 酒田市山居町一丁目4番27号	介護予防通所介護	平成30. 1. 31

山形県告示第109号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年2月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第2中 「 泉区南光台東一丁目3番1号 」 を 「 泉区南光台東一丁目52番1号 」 に改める。

附 則

この規程は、平成30年2月13日から施行する。

公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官候補生の募集を次のとおり行う。

平成30年2月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集期間等

募集種目	募集期間	試験期日	試験の概要	試験場の位置	試験場の名称	採用時期
自衛官候補生 （男女）	平成30年2月10日（土）から同月28日（水）まで	平成30年3月10日（土）	筆記試験 適性検査 口述試験 身体検査	東根市	陸上自衛隊神町駐屯地	試験合格者へのみ通知

2 応募手続

応募しようとする者は、自衛隊山形地方協力本部において志願票及び受験票を受け取り、これに所定の事項を記入して、住所地を管轄する市町村長又は自衛隊山形地方協力本部に提出すること。

3 その他

詳細については、自衛隊山形地方協力本部（電話番号023(622)0711）、市役所、町村役場又は山形県企画振興部市町村課（電話番号023(630)2075）に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成25年5月10日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、平成30年1月16日付けで山形県知事から通知があった。

平成30年2月9日

山形県監査委員 伊 藤 重 成
 山形県監査委員 鈴 木 孝
 山形県監査委員 武 田 一 夫
 山形県監査委員 加 藤 香

所 管 課	監 査 結 果	措 置 の 内 容
教育庁総務課	<p>（学校に関する将来計画の策定）</p> <p>現状、長寿命化に関する計画は策定されていない。</p> <p>文部科学省における「老朽化対策検討特別部会」での検討結果を参考としつつ、高等学校の校舎等についても老朽化への対応の方向性を明らかにする必要がある。</p>	<p>平成26年12月策定の「山形県県有財産総合管理（ファシリティマネジメント）基本方針」及び平成27年10月策定の「山形県県有建物長寿命化指針」を踏まえ、平成32年度までに学校施設の個別施設計画を策定し、その中で、県立学校施設の老朽化への対応の方向性を示すこととした。</p> <p>上記の方向性について、平成28年度山形県県有財産総合管理推進本部会議にて承認された。</p>

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成27年6月5日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、平成30年1月16日付けで山形県知事から通知があった。

平成30年2月9日

山形県監査委員 伊 藤 重 成
 山形県監査委員 鈴 木 孝
 山形県監査委員 武 田 一 夫
 山形県監査委員 加 藤 香

所 管 課	監 査 結 果	措 置 の 内 容
県立病院課	<p>（1者随意契約理由）</p> <p>河北病院及び鶴岡病院において「診療材料調達業務委託」を1者随意契約により行っているが、その理由書に記載された「全国的なデータ及び県立他病院のデータを持つ業者が他にないこと」では、理由として不十分である。1者随意契約の適用要件を厳格に適用し、説得力のある理由を記載するべきである。</p>	<p>（河北病院）</p> <p>平成29年度から平成31年度を契約期間とする「診療材料調達業務委託」においては、公募型プロポーザルによる選定方法で業者を選定し、契約を締結した。</p>

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成28年6月3日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、平成30年1月16日付けで山形県知事から通知があった。

平成30年2月9日

山形県監査委員 伊 藤 重 成
 山形県監査委員 鈴 木 孝
 山形県監査委員 武 田 一 夫
 山形県監査委員 加 藤 香

所 管 課 (対象公社等)	監 査 結 果	措 置 の 内 容
県民文化スポーツ課 (公益財団法人山形県生涯学習文化財団)	(情報セキュリティ規程の整備) 情報セキュリティに関する規程(セキュリティポリシー)が整備されていない。早急に規程を整備する必要がある。	平成28年11月22日開催の理事会において、「情報セキュリティ管理規程」を制定した。 また、上記規程第16条に基づき、具体的な管理基準として、平成29年3月1日付けで「情報セキュリティ管理基準」を制定した。
県民文化スポーツ課 (公益財団法人山形県生涯学習文化財団)	(ID、パスワードの管理) ID及びパスワードの管理は個人任せであり、桁数や定期的な変更ルールなどは定められておらず、極めてセキュリティが脆弱である。顧客情報、個人情報保護の観点からも、最低桁数や変更期間など、本法人として規定を行う必要がある。 また、システム上の制限設定や定期的なモニタリングも必要である。	平成29年3月1日付けで制定した「情報セキュリティ管理基準」の中で、ID及びパスワード等の管理運用に関するルールを定めた(IDについては第7条、パスワードについては第10条、システム上の制限設定については第9条、モニタリングについては第19条にそれぞれ規定している)。
県民文化スポーツ課 (公益財団法人山形県生涯学習文化財団)	(記録媒体の管理) 本法人では、記録媒体としてUSBメモリを保有しているが、取扱いのルールがなく、保管場所の定めもない。外部記録媒体の保管方法、貸出方法などに関するルールを定め、情報セキュリティを確保する必要がある。	平成29年3月1日付けで制定した「情報セキュリティ管理基準」第13条において、電磁的記録媒体の管理運用に関するルールを定めた。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、水道用ポリ塩化アルミニウムの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年2月9日

山形県企業管理者 高 橋 広 樹

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 西村山郡西川町大字吉川10番5 山形県企業局村山電気水道事務所 3階会議室
- (2) 日時 平成30年3月23日（金）午前11時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 水道用ポリ塩化アルミニウム 1,171,000キログラム
- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 契約期間及び納入方法 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量を納入すること。
- (4) 納入場所 西村山郡西川町大字吉川10番5 山形県企業局村山電気水道事務所
- (5) 入札方法 1キログラム当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。

- (2) 平成29年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成29年2月17日付け県公報第2821号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当するものを除く。）。
- イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等
西村山郡西川町大字吉川10番5 山形県企業局村山電気水道事務所総務課 電話番号0237(74)3207
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県企業局村山電気水道事務所総務課で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県公営企業財務規程（昭和53年4月県企業管理規程第11号。以下「規程」という。）第145条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規程第132条の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規程第129条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を平成30年2月23日（金）午前11時までに山形県企業局村山電気水道事務所総務課に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、企業局の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Poly aluminium chloride for drinking water treatment 1,171,000 kg
- (2) Time-limit for tender: 11:00 A.M. March 23, 2018
- (3) Contact point for the notice: Murayama Electricity and Water Office, Public Enterprise Agency, Yamagata Prefectural Government, 10-5 Yoshikawa, Nishikawa-machi, Nishimurayama-gun, Yamagata-ken

990-0711 Japan TEL 0237 (74) 3207